

第126回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：令和4年9月22日(木)14:00～16:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 第2特別会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

小野 勝久 (Web)

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫 (Web)

高橋 滋

(総務省) 行政評価局長 清水 正博

大臣官房審議官 砂山 裕

行政相談企画課長 渡邊 浩之

行政相談管理官 高橋 喜義

企画官 大塚 正高

4 議 題

(1) 審議案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について (第 125 回付議案件)

(2) 報告案件

全国通訳案内士の登録等における旧姓併記の円滑な運用について (第 122 回、第 123 回及び第 124 回付議案件、第 125 回報告案件)

5 議事概要

(1) 審議案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について（第125回付議案件）

事務局から、資料に基づき案件の内容の説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の意見等は以下のとおり。

(事務局)

論点といたしましては、厚労省の説明について、果たして合理的か否かということになりますけれども、事務局といたしましては、将来的な改善をもってよしとすることでやむを得ないのではないかとというふうにも考えているところでございます。そうした方向性でよろしいかどうかも含めて、ご意見、ご確認をお願いしたいと思っております。

(高橋委員)

改善してくれるということは良いことだと思います。遡及的にするかの話については、事務量を考えると、これをやれというのはなかなか少し難しいかなということと、ご本人の申出ではないということもあります。また、「今後は」との相談内容でございますので、ご本人の救済が難しいという事情があれば、これについては個別救済は難しい面があると思ひまして、事務局のご整理で私は結構ではないかと思っております。

(梶田委員)

今後の取扱いはこういうことであるということなのですが、手数料は返還しないというのは大原則ですよ。返還することができるというのは、これは試験者サイドの裁量と申しますか、それがいろいろな事情を勘案してできるというその法的な根拠はあるのでしょうか。要するに、いろいろな公益上とかその他の事情を勘案して手数料を取らない、あるいは減免するというのを、法律上どこかで読んでやるのかどうかということなんです。それは将来こうするというでやるということであれば、これはもう裁量だから今年はやらないけど来年はやりますという判断はあり得ると思ひますが、では、法律的にはどこで読むのかということなんです。

(事務局)

資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。厚労省の回答としましては、2番目のマルに、「同項では「これを納付した者が社会福祉試験を受けない場合においても」と規定されているが」の後に、1行下がりにして、これは「試験を受けられない場合」ということではないということにして、あくまで、本人の意思で受けない場合は返還しないというような趣旨の回答が来ているということでございます。文理的に読んで、「受けられない場合」とあるのですが、「受けられない場合」というのはここで読むわけではないというのが、厚労省の回答でございます。

(梶田委員)

結論として、3年度の取扱いと4年度以降の取扱いは変わってくるということですよ。これは法律できちっと書いてあるのであれば、それを変えるのは変だということになりませんかということなんです。それは実はいろいろなことを勘案して試験者サイドで、裁量でもっていろいろな事情を勘案して決めることができる、取ったり取らなかったりすることができるということであれば、去年の取扱いと来年の取扱いが違ってもおかしくはないと思うのですが、それはどこで読むのかと思いました。来年からこのような取扱いをやるのであれば、今年もやってくれてもよいのではないかと、それが駄目だというのは事務が大変だという趣旨で書いてあるのでしょうか、そもそも、ではそれが取るべきなのか取らないのか、誰がどういうふうに判断できるのか、そもそも根拠はどこにあるのかということになりますと、それが裁量だと、いろいろな事情を勘案して試験者サイドが決められるのだということであれば、それが途中で去年の取扱いと今年取扱いが変わってもおかしくはないと思いますが、それはどこで読むのかと思いました。

(事務局)

どこで読むかという部分に関しましては、こちら厚労省に尋ねてみましたが、まさにこの部分で読みますとか、この条文がありますとかそういうことではなく、あくまでもこれは運用ということで間違いないという説明です。法的な解釈を変えたわけではなく、一定の要件に該当した、運用で認められている範囲内ですということでした。

(梶田委員)

前回の時の資料で、明確には覚えておりませんが、受験手数料の扱い方について、細かく決めているものがありましたね。他の資格では返還することができるのだけど、これはそれが書いていなかったと、それを比較した表がありましたよね。つまり、受験手数料はこのように扱うというのが、何かを根拠にして運用方針が決まっていて、その運用方針の中に、外国から来られなかった人の場合は返還するということが、他のところには書いてあったけど、これには書いていなかったというふうな話でしたよね。ですから、この運用方針を書ける根拠規定がどこにあるのではないのでしょうか。後で調べておいていただいて、法的にはどのような整理になっているかを見てみてください。

(齋藤委員)

今の点なんですけれども、厚労省側の説明は、先ほど事務局がおっしゃったように、2ページ目の二つ目のマルで、法令の文言、つまり「受けない」というのは自己都合だと読むのだと。それ以外、自己都合ではなく受けられない場合については、先ほどの梶田先生のお言葉で言いますと、裁量でできますと。それがあるんだというお考えで、今回の5ページの4類型を含めているんですよ。ですから、それが、法律の文言の解釈あるいは裁量についての一種の基準だと思うんですよ。ですから、その基準を、次回以降は改めてもう少し広げますというので、もし、法令にこれ以上何か深掘りして根拠がないのであれば、今のようなロジックになろうかと思えます。現在、①から④に限定しているのが違法

だともでは言えないのではないかというのが私の感触でして、そうすると、次年度以降、省庁の基準なり運用の仕方を改めて拡張するというのは妥当な方向であり、望ましいことだと思います。全体の方向性については、先ほども高橋先生からご意見があったとおり、賛成といいますかやむを得ないということかと思えます。では、遡及して拡張してということは、それはやはりいろいろな要考慮事項がありますから、そこまで拡張的に遡及はできないという議論の方向性には賛成しております。以上です。

(小野委員)

事務局案の方向で私は賛成でございます。まあ、今までのいろんな委員さんの発言も、私の発言を代弁してくださっておりますので、事務局案で結構だと思っております。よろしくお願ひします。

(榊原委員)

結論において事務局案で妥当だと思っております。法律の解釈については、先ほど先生方からご説明があったとおりで、やむを得ないと思えます。試験を受けられない場合の基準を設定する時に、もう少し想定を広げて基準を設定しておいていただければ、こういう方も救われたと思うと、そこは残念ですけれども、致し方ないのかなと思っております。

(高橋委員)

梶田先生がおっしゃったように、法令を厳格に読むと根拠はどこにあるのだという話になろうかと思えます。ただ、この事案では不利益に法令解釈するのではなく、救済の方向で法令解釈をするということでございますし、齋藤先生がおっしゃった体系的な解釈で読めないこともありません。そういう意味で、救済の方向で拡張的に解釈するというところで整理して、これはこれで、後は裁量基準として、次年度以降のために明確に基準を設定していただく、そういう整理をされるということがよろしいのではないかと思います。

(江利川座長)

どうもありがとうございます。皆さんの意見は一致しておりまして、基本的に今後の運営については改善をして、同じような問題が起こらないようにすると。それから、今回の個別の案件については、ご本人からの相談ではないというのが一つですよね。学校の先生が本人に代わって、こういうことがあったけれどもということで相談があったということです。ご本人の方は連絡も取れないということです。個別案件としては、ご本人と連絡が取れないし、特段の処理をしないということで仕方がないのかなという感じがするわけでありまして。梶田さんから話があった点については、できる範囲で整理をしてください。今後の運用については、厚生労働省の関係の話が固まりましたところで、報告をいただければと思います。

(2) 報告案件

全国通訳案内士の登録等における旧姓併記の円滑な運用について（第122回、第123回及び第124回付議案件、第125回報告案件）

事務局から、これまでの審議結果及び観光庁の対応結果を踏まえた公表資料案について、説明が行われた。出席者の意見等は以下のとおり。

（江利川座長）

お手元に公表資料案が出来ていまして、公表資料案でご説明いただきましたが、ここに書かれた中身などについて、何かご意見等ありましたらどうぞお願いします。どなたかご意見は、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。これは今までの議論を踏まえて、観光庁とも相談して、こういう方針で整理できたということで、この会議の議論に沿った形になったのかなというふうに思います。よろしければ、こういうことで進めていただきたいと思います。

以 上